

# 第1部 奈良県労働委員会の取組紹介

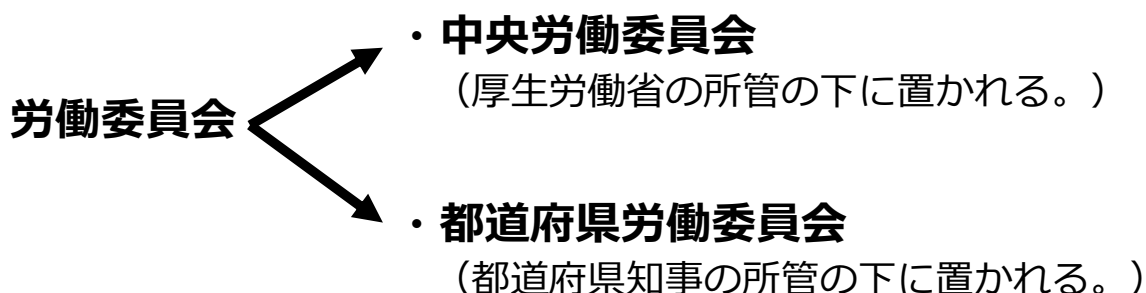
奈良県労働委員会  
会長 飯田 誠

1

## ■ 労働委員会とは

労働委員会…労働者、使用者の間の紛争を解決する機関

⇒ 労働組合法等に定められた独立行政委員会



2

## ■ 奈良県労働委員会の構成

|      |       |                  |    |
|------|-------|------------------|----|
| 三者構成 | 公益委員  | 弁護士、大学教授、学識経験者   | 5名 |
|      | 労働者委員 | 労働組合の役員など        | 5名 |
|      | 使用者委員 | 企業経営者、使用者団体の役員など | 5名 |

- ・ 公益という中立的な立場を中心として、労働者、使用者それぞれの利害に密着した総合的判断によって、現実の労使関係に適合した弾力的、柔軟な解決を図ります。

## ■ 労働委員会の紛争解決制度

- 不当労働行為の救済
- 労働争議の調整
- 個別労働関係紛争のあっせん

## ■ 不当労働行為の救済

### 不当労働行為…労働組合法によって禁止されている行為

- ・労働組合への加入や正当な労働組合活動などを理由とした労働者に対する解雇、減給などの不利益な取扱い
- ・正当な理由のない団体交渉の拒否
- ・労働組合の結成や運営に対する支配や介入

不当労働行為の救済…使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合や労働者から申立があった場合に審査を行う制度

不当労働行為が認められた場合

⇒救済命令（復職、誠実交渉命令、組合運営への介入禁止等）の発出が行われる

## ■ 労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせん

- ・労働者、労働組合と事業主の間で発生した労働トラブルについて、自主的な解決が困難な場合に、あっせん員が、中立・公正な立場で、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする制度（無料）

- 労働争議の調整：労働組合と事業主の紛争解決制度
- 個別あっせん：労働者個人と事業主の紛争解決制度



## ■時代に即した労働委員会の在り方

- ・労働委員会が創設されてから約80年
- ・設立当時は組合活動が活発で、不当労働行為救済申立事件も多かったが、昭和40年代後半をピークに減少に転じた。
- ・労働組合の組織率（労働組合に加入している人が雇用者に占める割合）も年々低下しており、「労働組合基礎調査」（厚生労働省 2023年12月）によると2023年の組織率は16.3%で過去最低水準となっている。
- ・奈良県労働委員会で受ける相談も、集団的紛争＜個別的紛争（解雇、賃金問題、パワハラ）となっているため、個別的紛争の解決への対応を行う必要がある。

## ■相談体制

### 【労働相談会】

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 相談員  | 公益委員、労働者委員、使用者委員が三者一組となって対応 |
| 開催日  | 毎月1回+a ※休日・夜間にも開催           |
| 相談時間 | 一人あたり30分程度                  |
| 費用   | 無料                          |

### 【その他】

- ・事務局職員が、電話等で労働相談に対応
- ・他機関（労働局や労働基準監督署等）への案内が適切と判断した場合は、他機関を案内

職場のお悩みご相談ください！ **無料**  
予約制

## 労働相談会



開催日程、申込はこちらから！



奈良県労働委員会 検索

弁護士 | 労働組合役員 | 企業役員 等  
が三者一組となって相談に応じます

パワハラを受けている

突然解雇された

給料や残業代が支払われなかった

- 開催場所  
奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎 2階  
奈良県労働委員会
- 相談時間  
お一人あたり30分程度



●奈良県労働委員会事務局 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎 2階  
 TEL: 0742-204431  
「あっせん」不当労働行為の救済にも対応しておりますので、お断りください。お気軽にご相談ください。

## ■フリーランスについて

フリーランス…組織や団体に所属せず、自身の経験や知識、スキルを活用して  
個人で仕事を請け負い、収入を得る働き方

- ・フリーランスに関する紛争について、労働委員会がその解決にどのように  
関与していくかが今後の課題
- ・「労働者性」に問題がある場合…  
実質的に労働者と言える場合は、労働委員会の諸制度で対応  
労働者とは言えない場合は、他の行政機関（公正取引委員会等）に取り次ぐ  
⇒相談者が適切なアドバイスを受けることができるように対応することが必要

## ■広報活動

- ホームページ
- 広報誌「県民だより奈良」
- 県公式LINE
- 県公式SNS
- 労働委員会セミナー
- 奈労委公式YouTube \NEW!/\
- ロゴ作成 \NEW!/\
- 出張講座 \NEW!/\

【ホームページ】



【ロゴ】



【YouTube】

